

消費者教育の推進に関する基本方針の見直しについて（案）

1. スケジュール

- 12月19日 第16回消費者教育推進会議
中間的見直し（素案）に基づく検討
- 2月中 委員及び関係省庁等より意見集約、取りまとめ
- 3月 第17回消費者教育推進会議
基本方針の見直しに向けた論点の検討、中間的見直しの決定
- 6月 第18回消費者教育推進会議
基本方針の見直しに向けた論点を含む、次期推進会議への申し送り事項を決定

2. 見直し作業の考え方

基本方針の中間的見直し、基本方針の見直しについては、以下のような考え方で作業を進めてはどうか。

- ・ 中間的見直しについては、都道府県等の消費者教育の現況調査、関係する省庁をはじめとする多様な主体の実施する消費者教育に関するヒアリングから取組の実施状況を把握するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、今後に向けて取組を強化すべき事項について提案を行う。
- ・ 中間的見直しで提案を行う取組を強化すべき事項については、今期の基本方針における取組を強化すべきものに加え、次期基本方針に向けた見直しの論点を含むものとしてはどうか。
- ・ 基本方針に向けた見直しについては、中間的見直しでの論点を踏まえつつ次期推進会議の下でさらなる検討を加え、消費者をめぐる状況や社会情勢の変化に応じた内容の更新を行う。

3. 中間的見直し骨子案

I 都道府県における消費者教育施策の状況

1. 都道府県等における消費者教育施策の状況

- (1) 消費者教育推進計画策定、消費者教育推進地域協議会等の設置状況
- (2) 消費者教育推進計画のポイント

- (3) 消費生活センターの消費者教育の拠点化について
- (4) コーディネーターについて
- (5) 消費者市民社会の参画への重要性の周知・普及等への取組
- (6) 消費者省教育における学校関係者との連携・関与について

II 消費者教育推進会議における消費者教育の推進に関する施策等の実施状況把握（ヒアリング概要）

1. 文部科学省における消費者教育、他の消費生活に関連する教育の状況

- (1) 文部科学省における消費者教育
- (2) 内閣府 食育の推進
- (3) 金融庁 金融経済教育
- (4) 法務省 法教育
- (5) 環境省 環境教育

2. 地方公共団体における消費者教育の取組例

- (1) 富山県 元気な高齢者への情報提供モデル事業について
- (2) 三重県 学校教育における消費者教育の状況
- (3) 神戸市 消費者教育の拠点の強化
- (4) 姫路市 学校園における消費者教育の推進（教育委員会の取組）
- (5) 鳥取県 鳥取県における消費者教育推進の取組について（消費者教育の推進とコーディネーターの育成）
- (6) 杉並区 区職員によるコーディネート事務の状況

3. 消費者団体の消費者教育の状況

- (1) 全国地域婦人団体連絡協議会 消費者教育への取組
- (2) 公益社団法人全国消費生活相談員協会 消費者啓発・消費者教育
- (3) 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者啓発・消費者教育
- (4) 一般社団法人北海道消費者協会 消費者市民社会の実現に向けて一連携・共同で進める消費者協会－

4. 事業者団体の消費者教育の状況

- (1) 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）

III 社会情勢の変化による消費者教育への要請

- 1. 消費者委員会「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」
- 2. 民法の成年年齢引下げに向けた動き
- 3. 消費者委員会「成年年齢引下げワーキング・グループ」

IV I からⅢを踏まえた中間的見直し～基本方針の見直しに向けて～

1. 都道府県等における消費者教育施策について

- (1) 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置を市町村へ広げる
- (2) 消費者教育の担い手と学校教育における連携強化、コーディネーターの役割の重要性
- (3) 消費者教育における消費生活センターの拠点化の促進

2. 社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化の必要性

- (1) 成年年齢引下げ対応としての若年者への消費者教育
- (2) 高度情報通信化の進展、国際化に対応した消費者教育の重要性と情報リテラシーの向上の必要性
- (3) 制度の変化に対応した消費者への周知・情報提供、消費者の知識の習得・活用の重要性
- (4) 社会や環境を意識した消費行動への働きかけ

3. 基本方針の見直しに向けて